



平成 28 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大 舩 宗 徳
(J A S D A Q ・ コード 6 6 2 8)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長 中 野 宏
電 話 番 号 0 6 - 6 2 2 6 - 7 3 4 3

第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び買取契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 13 日開催の取締役会において、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund を割当先とする第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で買取契約を締結すること（以下、総称して「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を「本資金調達」という）を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

本資金調達は、当社の事業拡大及び業績改善に向けた最重要項目である、デジタルオーディオプレーヤー（DAP）、スマートフォン及びヘッドホン等のモバイル関連製品の開発費用さらには新規開発製品のマーケティングに必要となる資金を確保することが目的となります。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 12 月 29 日
(2) 新株予約権の総数	10 個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金 600,000,000 円 (各社債の金額 100 円につき金 100 円) 本新株予約権：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	5,309,730 株（新株予約権 1 個につき 530,973 株）
(5) 資金調達の額	600,000,000 円
(6) 転換価額	113 円 但し、転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項第 14 項(4)⑤の規定に従い調整される。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
(9) 利率及び償還期日	年率：1.5% 償還期日：平成 29 年 12 月 28 日
(10) 償還価額	額面 100 円につき 100 円
(11) そ の 他	当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

当社は、経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、世の中に驚きと感動を提供していくために、アンプ・スピーカー等の生産、販売を行うAV事業及び車載用、TV・PC用スピーカー等の生産、販売を行うOEM (Original Equipment Manufacturing: 相手先ブランド製造) 事業に注力し、事業を展開しております。また、オーディオ市場にて話題のハイレゾ音源においては、ハイレゾ音源配信サイト「e-onkyo music」の運営や、ハイレゾ音源再生機器の生産・販売を行うなどして、当分野での先駆者として市場開拓を続けております。創業以来徹底した音へのこだわりはもちろん、ホームシアター製品における最新の音声規格への対応やインターネットを通じた音楽再生を実現するなどして、高品位で先進性のある製品を通じて高いブランド力を確立しています。

一方でDAPとそれに続くスマートフォンの登場とその進化により音楽再生の環境は大きく変化、ヘッドホンやワイヤレススピーカーといったモバイル関連製品の市場が世界的に大きく拡大しています。とりわけスマートフォンにおいては通話やインターネット機能はもちろん、動画再生や音楽再生機能を備え、高度な情報機器として日常生活と切り離せない存在となりつつあります。年々その情報処理能力が向上するにともない、高解像度の動画や音楽（ハイレゾ音源）の再生が可能になり、近年はリッチコンテンツに相応しい音質が求められるようになっていきます。

当社グループでは、このようなDAPやスマートフォンが音楽再生の中心となり、インターネット接続によるハイレゾ音源のダウンロードから、ネットワーク対応のAV機器、ワイヤレススピーカーやヘッドホンなどあらゆるAV機器とつながる独自のエコシステムを構築することで、高品位な音楽体験による価値提案を推進し新たな顧客ニーズや事業環境の開拓を目指しております。その一環として、平成 27 年 3 月には当社とパイオニアグループのホームAV事業を統合し、市場拡大が顕著なモバイル機器を中心とした新規事業分野への本格的取組を実施するデジタルライフ事業を平成 28 年 3 月期よりセグメントに追加いたしました。その中で、ハイレゾ音源にも対応した画期的なDAPの開発に成功し、オンキヨー、パイオニア両ブランドで特長ある製品を市場に投入して高い評価を受けております。このように、今後ともDAP及びヘッドホンやワイヤレススピーカーさらにはスマートフォン等のモバイル機器事業の強化を図り、当社が強みとする「音の入口から出口まで」新しい音楽体験と感動を提案できる新製品やサービスの開発を早急に行い、業績改善に向けてこれまで以上にスピード感を持って取り組むことが、当社グループの喫緊の課題となっております。

AV事業やOEM事業においても各種施策を実施することにより、平成 28 年 3 月期下期から業績改善のきざしが見られ、平成 29 年 3 月期上期の業績につきましても、営業損益につきましては前年同期比 1,790 百万円の増益、経常損益につきましては前年同期比 1,672 百万円の増益になるなど、前年同期と比較し大きく改善、統合シナジーが順調に進んでおります。このような状況におきましてさらなる事業拡大を目指して本資金調達を実施することは、当社グループの財務基盤を迅速に強化し、DAPやヘッドホン、さらにはスマートフォン分野への当社技術の展開等を見据えた新規分野の製品開発及び関連するマーケティング分野への投資等も含め、新規事業の開拓を加速させるものとして有効であり、ひいては当社グループの業績改善及び企業価値向上に大きく寄与するものと判断いたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の本新株予約権付社債による資金調達は、当社が割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundに対し本新株予約権付社債を割当て、それらの払込みを受けることによって当社の負債が増加しますが、その転換が行われた場合は、将来の償還金額が減少するとともに、負債が減少し、自己資本の強化が可能となります。

なお、当社は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundと買取契約を締結する予定です。

(2) 資金調達方法の選択理由

本資金調達には以下の「(3) 本資金調達の特徴」に記載の [メリット] 及び [デメリット] があります

が、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途に対して、その資金が確実に調達できることと共に、既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達が出来る事から、以下の「(3) 本資金調達の特徴」に記載の「他の資金調達方法との比較」のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本資金調達が現時点において最適な選択であると判断しております。

また、当社の事業計画に喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権付社債の対象となる株式数は5,309,730株に固定されております。そのため、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が転換価額を上回らない場合、本新株予約権付社債の転換は行わず、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 即座の資金調達

本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込日において、総額600百万円の資金調達が可能となります。当該社債は無担保であり、当社は下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いる事ができ、結果として企業価値の向上を迅速かつ確実に達成することが出来るものと考えております。

[デメリット]

① 株価下落・低迷時に転換が進まない可能性

本新株予約権付社債の当初行使価額は113円で固定されており、株価がこの水準を下回って推移するような場合、本新株予約権付社債の転換が進まず、社債として償還するための資金調達が必要となる可能性があります。

② 財務体質の高レバレッジ化

本新株予約権付社債の発行により、当社は資金調達が可能となる一方で負債が大きくなり、結果として自己資本比率等が悪化することとなります。このことにより、将来、別の負債性資金調達を検討するにあたり、その条件が当社にとってタイトなものになる可能性があります。

[他の資金調達方法との比較]

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当

たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行による資金調達は一般的に、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。本新株予約権付社債においては、転換価額は固定されているため、株価に対する影響を限定した設計となっております。

③ MSワラント

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、行使されるまで資金の払込みが成されないという点において、調達の時時性には限界があります。一方、本新株予約権付社債は払込日に600百万円全額の資金調達が可能となるため、MSワラントによる資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

④ 行使価額が固定された新株予約権

本新株予約権付社債は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できませんが、本新株予約権付社債の払込日において総額600百万円の資金調達が可能となります。一方で、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないだけでなく、株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。そのため、行使価額が固定された新株予約権では、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準に基づき、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がないためノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施することは出来ません。

⑥ 普通社債による資金調達

普通社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。また満期時（あるいは早期償還時）に返済のための資金を準備する必要があり、株価上昇時に機動的に資本増強を図ることが出来る新株予約権付社債と比較して、当社としての財務負担が大きくなる可能性があると考えております。

⑦ 金融機関からの借入

当社は、金融機関に対し常日頃より当社グループの業績・財務状況について適宜ご説明しており、当社グループの現状についてご理解いただくとともに、引き続き良好な関係を維持しております。しかしながら、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、資金調達の多様性に鑑み現時点においては、金融機関からの借入ではなく、資本市場からの調達が望ましいと考えております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	本新株予約権付社債の総額	600,000,000円
②	発行諸費用の概算額	5,000,000円
③	差引手取概算額	595,000,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、価格算定及び調査費用並びに弁護士の報酬約4,000,000円、登記費用等その他手数料約1,000,000円です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額は上記(1)に記載のとおり 595,000,000 円となる予定です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
①DAP及びスマートフォンの研究開発費用	300,000 千円	平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 12 月
②ヘッドホン等の上記関連製品の研究開発費用	120,000 千円	平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 12 月
③小型軽量デジタルアンプの研究開発費用	120,000 千円	平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 12 月
④上記製品のマーケティングに係る費用	55,000 千円	平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 12 月

具体的な使途といたしましては、以下を予定しております。

① DAP及びスマートフォンの研究開発費用

音楽再生機器の中心となりつつあるDAPやスマートフォンなどのモバイル機器において、音楽配信サイトからのダウンロード、ダウンロードしたデジタル音楽ファイルをアナログに変換して出力する技術、ハイレゾ音源と呼ばれる大容量で高品質な各種フォーマットへの対応等、音楽再生に関わる手順すべてにおいて高品位な音質とその操作性の向上を実現するための研究開発及び製品化に係る費用として充当いたします。なお、スマートフォン開発においては協業が必要と判断した企業への投資等も含まれます。

② ヘッドホン等の上記関連製品の研究開発費用

DAPやスマートフォンから出力された音楽データを再生する製品として現在市場拡大を続けるヘッドホン・イヤホンや Bluetooth スピーカー等小型のワイヤレススピーカーを中心とした上記関連製品の研究開発に係る費用です。また、あらゆる音楽フォーマットに対応して高音質に再生するアプリケーションやPCと連携するアプリケーションなど、当社独自ソフトのさらなる向上に向けた研究開発費用にも充当いたします。

③ 小型軽量デジタルアンプの研究開発費用

上記製品において搭載する高音質かつ小型軽量を実現する省電力型デジタルアンプの開発及び当該アンプのOEM等他分野への応用を見据えた研究開発に係る費用として充当いたします。

④ 上記製品のマーケティングに係る費用

DAPについては平成 27 年 11 月に国内で発売開始、当初から国内オーディオメーカーが本格的に参入したハイレゾ対応製品としてその性能の高さ、音質が認められております。さらにDAPの販売を強化するためのマーケティング費用、将来予想されるスマートフォンの新規事業分野への参入に係るマーケティング費用として充当する予定です。

以上の施策を目的に、当社は平成 28 年 12 月 13 日、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や安全性の高い手法等で保管・運用する予定です。また、平成 27 年 11 月 24 日発行の第三者割当増資による調達資金は今回とは異なる使途目的どおりに充当しています。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金については、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」において記載いたしましたとおり、DAP及びスマートフォンの研究開発費用、ヘッドホン等の上記関連製品の研究開発費用、小型軽量デジタルアンプの研究開発費用、それら製品のマーケティングに係る費用に充当する予定であります。

上記資金使途により、当社グループにおいて、中核事業の成長及び収益の向上が図れるものと考えており、本第三者割当により企業価値の向上につながるものであります。

従って、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化が生じる可能性があるものの、中長期的な観点からは、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、株主の皆様の利益の向上につながるため、

本第三者割当により調達する資金の資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を過去多くの第三者割当型案件の発行に際して評価実績のある第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提（当社の株価（111円）、ボラティリティ（33.5%）、予想配当額（0円）、無リスク利子率（0.1%）等）を置き、割当予定先の転換及び転換後の普通株式の売却にあたっての流動性の制約条件を考慮した行動に関する一定の前提条件（割当予定先は株価が転換価額を上回っている場合には出来高の一定割合の範囲内で速やかに転換及び売却を実施すること、等）を考慮して本新株予約権付社債の評価を実施し、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円につき99.85円から100.70円と算定いたしました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本新株予約権付社債の払込金額を額面100円あたり100円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、本新株予約権付社債の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、転換価額につきましては、割当予定先である本引受人との間での協議を経て、取締役会決議直前営業日である平成28年12月12日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値である111円に対してプレミアム率1.80%である113円といたしました。当該転換価額は、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均108.10円に対してプレミアム率4.53%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均105.52円に対してプレミアム率7.09%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均101.77円に対してプレミアム率11.03%となっております。

なお、本新株予約権付社債の発行については、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、①上記算定根拠に照らした結果、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関わる適法性は確保されている旨、並びに②株価動向に関わらず最大交付株式数が限定されていることから、非支配株主に対して一定の配慮がなされている資金調達手段である旨の意見表明を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数は5,309,730株（議決権数53,097個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数81,303,965株及び議決権数806,072個を分母とする希薄化率は6.53%（議決権ベースの希薄化率は6.59%）に相当します。そのため、本新株予約権付社債の発行及びその後の本新株予約権付社債の転換の進行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の資金使途に充当することで、計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に当社の収益力増大に寄与することが期待できます。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高236,460株に対し、本新株予約権付社債が全て転換された場合の最大交付株式数5,309,730株を転換期間である1年間（245日/年営業日で計算）にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は21,672株であり上記1日当たりの出来高の9.2%程度であるため、株価に与える影

響は限定的なものと考えております。このように希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、中長期的な観点からは株主価値向上に寄与するものであるため合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund (エボリューション テクノロジー メディア アンド テレコミュニケーションズ ファンド)	
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2015年(平成27年)10月	
⑥ 出資の総額	純資産: 64.5百万米ドル(約6,517百万円:平成28年9月30日時点、全額を出資するEVO FUNDの未監査純資産額)	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	100% EVO FUND (エボ・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社であり、割当予定先の100%株主であります。)	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 業務執行組合員の概要	該当事項はありません。	
⑩ 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン 事業内容 投資銀行業 資本金 994,058,875円	
⑪ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成28年10月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成28年7月に当社と割当予定先との斡旋を行う EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役:坪山昌司、ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。その後、当社と割当予定先との協議を経て、当社内において協議・検討を開始した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、本新株予約権付社債の発行が有効な調達手段であると判断いたしました。また、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②確実な資金調達が可能であることから、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権付社債の割当予定先として Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund を選定いたしました。

本新株予約権付社債の割当予定先は、主として日本のテクノロジー、エンタテインメント・メディア、通信関連事業等に強みを持つ上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役:有

光 素生) が投資顧問となり主としてアジア株を中心に運用を行うファンドであり、Evolution Capital Investments LLC (774 Mays Blvd. Ste. #10, PMB #328 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ) の100%子会社であるEVO Feeder Fund (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) 以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託であるため代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権付社債に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権付社債の割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権付社債の発行に伴い、割当予定先は大株主である大舘直人氏より当社普通株式について3,800,000株の借株を行い、本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付を行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付は、本第三者割当に関する決議が公表されてから行われることになり、割当予定先が係る借株を用いて割当の行使価額に影響を与える売付を行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、係るヘッジ目的で行う売付を除き、本第三者割当に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権付社債の割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先が実際に運用資金の出資を受けるEVO FUNDから払込みに関して、必要な資金手当てを受けることができる旨口頭で確認を得ております。また、当社は、EVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成28年11月18日時点における残高証明書を確認しており、払込期日において本新株予約権付社債の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債の発行に伴い、当社大株主である大舘直人氏は、その保有する当社普通株式について、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundへ3,800,000株の貸付を行う予定です。

Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundは、本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付を除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

(6) 割当予定先の実態

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びアレンジャーである EVOLUTION JAPAN 証券株式会社と直接面談し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を確認し、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその 100%出資者である EVO FUND、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその 100%出資者である EVO FUND、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏を対象に、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（代表取締役：羽田寿次 住所：東京都港区赤坂 2-8-11-4F）に調査を依頼した結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 28 年 9 月 30 日現在)		募集後	
オーエス・ホールディング(株)	21.23%	オーエス・ホールディング(株)	19.93%
ギブソン ブランズ インク	16.53%	ギブソン ブランズ インク	15.52%
パイオニア(株)	13.33%	パイオニア(株)	12.51%
(株)河合楽器製作所	9.94%	(株)河合楽器製作所	9.33%
大朮直人	4.92%	大朮直人	4.62%
谷本忠史	2.43%	谷本忠史	2.28%
(株)三井住友銀行	1.32%	(株)三井住友銀行	1.24%
オンキヨー取引先持株会	0.87%	オンキヨー取引先持株会	0.82%
ティアック(株)	0.78%	ティアック(株)	0.73%
オンキヨー従業員持株会	0.55%	オンキヨー従業員持株会	0.52%

(注) 1. 募集後の持株比率は本新株予約権付社債がすべて転換された場合の数値を記載しております。なお、割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund は、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund の持株比率は記載しておりません。

2. 持株比率は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本第三者割当が平成 29 年 3 月期連結業績に与える影響につきましては、ただいま精査中です。開示すべき内容が判明しました段階で速やかに開示してまいります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権付社債すべてが転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと。）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
連結売上高	36,060 百万円	35,563 百万円	64,392 百万円
連結営業利益	291 百万円	△2,616 百万円	△2,029 百万円
連結経常利益	△451 百万円	△3,483 百万円	△2,241 百万円
親会社に帰属する 当期純利益	△459 百万円	△4,060 百万円	△1,126 百万円
1 株当たり連結当期純利益	△7.47 円	△64.58 円	△14.89 円
1 株当たり配当金	—円	—円	—円
1 株当たり連結純資産	112.18 円	44.15 円	30.97 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年12月13日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	81,303,965 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	500,000 株	0.6%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	129 円	147 円	143 円
高 値	208 円	243 円	170 円
安 値	95 円	111 円	98 円
終 値	144 円	143 円	118 円

② 最近6か月間の状況

	平成28年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	119 円	98 円	96 円	98 円	101 円	114 円
高 値	120 円	127 円	104 円	113 円	116 円	114 円
安 値	90 円	93 円	94 円	98 円	100 円	99 円
終 値	97 円	98 円	97 円	101 円	113 円	109 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年12月12日
始 値	112 円
高 値	113 円
安 値	111 円
終 値	111 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式

発行期日	平成27年11月24日
調達資金の額	1,017,236,200円(差引手取概算額)
発行価額	127円
募集時における発行済株式数	73,223,365株
割当先	株式会社河合楽器製作所
当該募集による発行株式数	8,080,600株
募集後における発行済株式総数	81,303,965株
発行時における当初の資金使途	新規カテゴリ製品・サービスの研究開発費用、マーケティングに関する費用、業務提携に伴う体制の構築に関する費用
発行時における支出予定時期	平成27年11月から平成29年12月まで(850百万円)、平成27年11月から平成29年3月まで(167百万円)
現時点における充当状況	当初の資金使途及び支出予定時期に従い充当しています。

発行期日	平成27年3月2日
調達資金の額	1,659,564,500円(差引手取概算額)
発行価額	155円
募集時における発行済株式数	62,387,465株
割当先	パイオニア株式会社
当該募集による発行株式数	10,835,900株
募集後における発行済株式総数	73,223,365株
発行時における当初の資金使途	パイオニア対象事業取得資金
発行時における支出予定時期	平成27年3月2日
現時点における充当状況	当初の資金使途どおり全額充当済みです。

発行期日	平成26年3月27日
調達資金の額	60,000,000円(差引手取概算額)
発行価額	126.18円
募集時における発行済株式数	61,903,165株
割当先	Imagination Technologies Group plc
当該募集による発行株式数	484,300株
募集後における発行済株式総数	62,387,465株
発行時における当初の資金使途	資本業務提携による株式持合
発行時における支出予定時期	平成26年3月27日
現時点における充当状況	当初の資金使途どおり全額充当済みです。

12. 発行要項
別紙のとおり。

以上

(別紙)

◇第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 社債の名称

オンキヨー株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 600,000,000 円

3. 各社債の金額

金 60,000,000 円 1 種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 1.5%

7. 利払日

各年の 4 月及び 10 月の最終営業日及び償還期限に支払う。

8. 利息支払の方法及び期限

- (1) 利息は、1 ヶ月を 30 日とする 12 ヶ月からなる、1 年を 360 日として計算されるものとする。
- (2) 利息支払日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 次の①及び②の場合における各本社債の利息の発生ならびに未払経過利息の支払については、それぞれ以下に定めるとおりとする。

①本社債に係る新株予約権が行使された場合

本社債に係る新株予約権の行使日以降、当該行使に係る各社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払利息は、当該行使の効力発生後 30 日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする

②償還の場合

本社債の償還日以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払利息は、当該償還期日において 13 項の規定に従い、償還とともに本社債に係る利息として支払われる。

(4) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債が償還される日までこれをつけ、平成 29 年 4 月 30 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 4 月及び 10 月の最終営業日に、当該利息支払日の直前の利息期間について、各々当該利息支払日までの分を支払う。本社債に基づいて不履行となっている金額については、その全額の弁済にいたるまで、年利 10%の利息が 1 日毎の複利計算で発生するものとし、これは随時請求あり次第支払われるものとする。

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 申込期日

平成 28 年 12 月 29 日

11. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成 28 年 12 月 29 日

12. 募集の方法

第三者割当ての方法により、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に全額を割り当てる。

13. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、平成 29 年 12 月 28 日に、その総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(5)号に定めるところによる。
- (2) 本社債につき本項(1)に定めた日にその時点において未償還の本社債の総額の償還がなされなかった場合、当社は、社債権者に対し、本項(1)に定めた日の翌日から支払済みまで年 10%の割合（1日毎の複利計算）による遅延損害金を支払う。係る遅延損害金は社債権者の請求があり次第支払われるものとする。
- (3) 当社は、社債権者の同意がない限り、本社債の全部または一部を、本項(1)に定めた日より前に償還してはならない。
- (4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 以下のいずれかの場合に、社債権者はその時点において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を本社債の各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求できる。この場合新株予約権の全部を同時に無償にて消却する。
 - ①当社またはその株主を当事者とする合併、株式交換、株式移転その他の企業の組織再編であって、当該組織再編当時の当社の株主が当該組織再編後に存続会社または新設会社の議決権の過半数を有しないことになる場合
 - ②当社の株主に対して当社の株式の公開買付けその他の買付けの申込みがあった場合

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 10 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - ① 種類
当社普通株式
 - ② 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産

- 当該本新株予約権に係る本社債
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
- ③ 転換価額
当初113円とする。但し、下記⑤の規定に従って調整される。
- ④ 転換価額の修正
転換価額の修正は行わない。
- ⑤ 転換価額の調整
(イ) 転換価額は、本社債発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり各転換価額を調整する。
- (i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する当社の普通株式の数及び株式分割により当社の有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のおきをもって次の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行、または当社が保有する当社の普通株式を処分する場合、以下の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{発行済普通株式数} \times \text{調整前転換価額} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{発行済普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される株式を発行または処分する場合、係る株式の払込期日に、また、株主割当日がある場合にはその日に、発行または処分される株式全てが転換されたものとみなし、前(iii)の算式により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（当社の普通株式に転換される株式を含む。）1株当たりの発行価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、係る新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合にはその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、本号(イ)(iii)の算式により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、その発行日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(vi) 当社がその普通株式の株主に対して、純資産の5%を超えて現金その他の財産の配当または分配を行う場合にはそのそれぞれの場合において、転換価額を以下の算式に従い調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - (\text{1株当たり配当金} - \text{1株当たり純資産} \times 0.05)}{\text{時価}}$$

調整後の転換価額は、配当日または分配日の翌日以降これを適用する。

(vii) 本項(1)の規定の適用その他の事由により、新株予約権の行使または普通株式に転換される株式の転換により発行される株式の数が増えられた場合、直ちに、そのような変更が新株予約権または普通株式に転換される株式が発行された時点から行われたものとみなして転換価額を調整する。

(ロ) 前(イ)に掲げた事由によるほか、当社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の増加または増加の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするときは、当社は、転換価額の調整を適切に行うものとする。

(ハ) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

(ニ) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。

(ホ) 本号(イ)(vi)の算式で使用される時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位を切り捨てる。

(ヘ) 当社は、本項の定めにより転換価額の調整を行う場合、これに先立ち社債権者に対して書面をもってこれを通知する。この書面には、転換価額の調整がある旨、調整後の転換価額、ならびに転換により発行すべき普通株式数を記載する。

(ト) 本項の定めに関わらず、ある種類の株式の転換により当社の普通株式を発行若しくは処分するとき、または新株予約権の行使により当社の株式を発行もしくは処分するとき、転換価額の調整は行わない。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年12月29日から平成29年12月28日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本社債に係る新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに署名捺印したうえ、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出する。
- ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
- ③ 本社債に係る新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類を行使請求受付場所が受領

した日に発生する。

- (10) 当社は、行使請求の効力発生後、当該新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債発行後、国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (2) 前項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のためにも担保付社債信託法に基づき本社債権者が適当と認める担保権を設定する。
- (3) 当社は、本社債発行後、国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の特定の資産を留保する場合には、本社債のためにも、本社債権者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は当該本社債権者との間に、その旨の特約を締結する。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、第 15 項に違反した場合、社債権者はその判断により、当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。また、次に定めた事実が発生した場合も、当社は本社債について期限の利益を失う。

- (1) 以下の各場合、当社は直ちに期限の利益を喪失する。
- ① 当社の主要事業の中止もしくは撤退または当社の解散もしくは清算を当社の取締役会または株主総会が決議し、またはその他重要な手続を履践した場合。
 - ② 当社につき破産手続開始の申立てその他の当社が破産、債務超過または一般的な債務履行不能状態に陥ったことを宣言する手続の申立てがあった場合。
 - ③ 当社の債務不履行の累積額が 1 億円を超過した場合、社債権者を除く当社の債権者が当社に対する債権の累積額が 1 億円を超過したことを宣言することができる債務不履行その他の事実が生じた場合または当社に対して 1 億円を超過する支払いを命じる判決もしくは命令が下された場合。
 - ④ 当社の株式の証券取引所への上場が廃止された場合。
- (2) 以下の各場合、社債権者はその判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。
- ① 当社が本社債または本社債に係る転換社債型新株予約権付社債契約に基づく金銭の支払いを怠った場合。
 - ② 当社が本社債または本社債に係る転換社債型新株予約権付社債契約における表明、保証または誓約の重大な違反を犯した場合。
 - ③ 当社がその資産の全部または重要な一部について、社債権者の書面による事前の同意なしに売却を行った場合。
 - ④ 当社が当社の関連当事者（係る用語には、発起人、取締役、上級管理職もしくは当社の株式の 10%以上を有する株主またはこれらの者の配偶者、親族もしくはこれらの者が支配権を有する法人を含むがそれらに限られない）との間で金銭消費貸借、立替払、またはその他の取引を行った場合。ただし、当社の業務の通常の過程において相互に独立した当事者として行われる取引は除く。
 - ⑤ 2016 年 3 月 31 日以降の決算期における当社の財務諸表に重大な修正があった場合、または、当社の財務諸表もしくは報告書の作成における不正もしくは過誤または当社の取締役もしくは上級管理職の自己取引を理由とする規制当局による調査等が行われた場合。
 - ⑥ 何らかの売却、譲渡またはその他の事由ないし取引が行われた結果直ちに、本社債発行時点における筆頭株主に異動が生じた場合。
 - ⑦ その他の一切の事実または取引であって、本社債権者が適用ある法令に基づき債務不履行を主張できるものがあつた場合。

17. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

18. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

オンキヨー株式会社

大阪府大阪府中央区北浜2丁目2番22号

19. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

20. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上